



医療介護総合確保基金を用いた医療機関に 対する補助事業について

令和7年3月5日 健康医療局保健医療部医療整備・人材課

1 医師の働き方改革に関する事業

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的要件 (いずれかを満たす) >

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
 - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
 - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

2. 交付の要件 ※B水準・連B水準相当(派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可)

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。

勤務医の労働時間短縮の推進（地域医療介護総合確保基金 事業区分VI）

R7予算 派遣事業 410,250千円
特別事業 771,553千円

勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

勤務環境改善医師派遣等推進事業
（長時間労働医療機関への医師派遣支援）

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

補助の対象となる医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関 等

対象経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

補助基準額

- 当該医療機関の直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額：派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等
- ※対象経費、補助単価は、区分4標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」と同様。



地域医療勤務環境改善体制整備特別事業
（教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援）

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関等において、当該教育研修のための勤務環境改善を診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取組等を支援。

補助の対象となる医療機関 ※時間外労働が年960時間超等の医師がいる医療機関

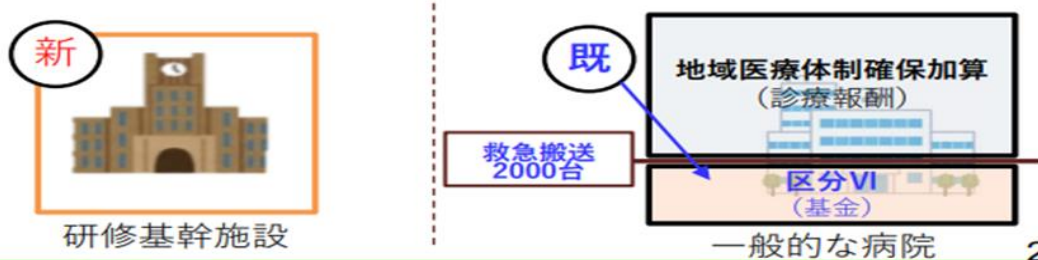
- 基幹型臨床研修病院または専門研修基幹施設であって、100床あたりの常勤換算医師数が40人以上等の医療機関
- 基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である等の医療機関

対象経費

医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

補助基準額

- 1床当たりの標準単価： 133千円
- ※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。
- ※区分VIの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制確保加算とは別に支援可能。



勤務医の労働時間短縮推進事業交付要件（共通）

- （１）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること
- （２）年の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は960時間を超えるおそれのある医師を雇用している医療機関であること。

※年の時間外・休日労働時間が960時間を超えるおそれのある医師を雇用している医療機関とは、年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関をいう。

- （３）医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。
その上で、特定労務管理対象機関においては、G－M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- （４）「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

【R7 新規】地域医療勤務環境改善医師確保対策事業について

【趣旨・目的】

令和6年からの医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されたことを受け、医師個々人の長時間労働を前提にした医療提供体制の維持が困難となる。本事業では、県内医療機関におけるICT機器の導入や他職種も含めたタスク・シフト/シェアなどの業務の効率化等を支援し、勤務環境改善を促し、将来的に医師の確保が安定的に可能となる環境を整備することを目的とする。

【事業概要】

R7予算	122,582 千円		
補助対象	960時間を超える又は960時間を超えるおそれのある医師を雇用している医療機関で、 「地域医療勤務環境改善体制整備事業」及び「地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」の対象とならない医療機関		
対象経費	「医師の時間外労働時間短縮計画」に記載されている、勤務医の労働時間短縮及びの効率化・省力化を図るため、ICT機器の導入経費や多職種も含めたタスク・シフト/シェアなどの業務の効率化等の一部を補助する。ただし、前年度に同一の経費で申請したものについては補助対象外とする		
補助率	1 / 3	基準額	133千円 / 1床（上限250床）

2 看護師の働き方改革に関する事業

看護業務等アシスト機器導入支援事業について

【趣旨・目的】

看護職員の心身の負担軽減やタスクシフトを支援するため、病院での移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において、看護業務の効率化や負担軽減に有効な機器の導入経費の一部を補助する。これにより、県内病院における看護職員の専門性の発揮と、より質の高い医療が提供されることを目指す。

【事業概要】

R7予算	374,291 千円		
補助対象	県内に所在する病院の開設者		
対象経費	機器導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費（「神奈川県「看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器を対象とする。）		
補助率	1 / 2	基準額	1 機器当たり ・移乗支援（装着型・非装着型）・入浴支援用機器：2,000千円 ・移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション用機器：600千円 （上限額：1 施設当たり30,000千円）

看護業務等ICT導入支援事業について

【趣旨・目的】

令和6年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、看護職員へのタスクシフトが推進されており、これまで以上に看護職員の業務負担が増加すると見込まれる。このような状況を踏まえ、本事業では、看護職員の勤務環境の改善、看護サービスの質の向上や看護職員の県内定着につなげることを目的し、看護業務の効率化・省力化に資するICT機器の導入経費の一部を補助する。

【事業概要】

R7予算	423,582 千円		
補助対象	県内に所在する病院の開設者		
対象経費	I C T 導入に要する経費（備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器）、クラウドサービス費、導入設定費、セキュリティ対策費等） ただし、看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象となる機器は除く。		
補助率	3 / 4	基準額	最大使用病床数 1 床当たり96千円 （上限300床）

3 職場環境整備等支援事業

(国補正予算：緊急支援パッケージ)

職場環境整備等支援事業の概要①

① 施策の目的

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関に限る。)に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る。

(交付額)病院・有床診療:4万円/病床数、診療所(医科・歯科)・訪問看護ステーション:18万円/施設(補助率10/10)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

○ ICT機器の導入による業務の効率化

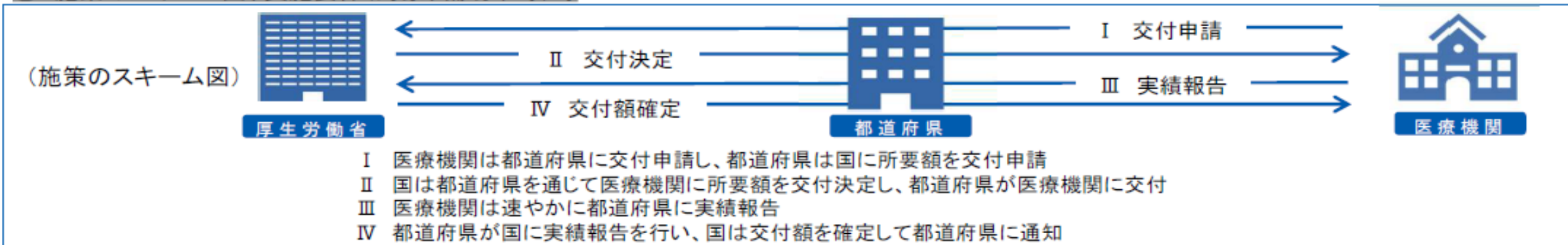
- ・ タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 → 職員間の情報伝達の効率化(チーム医療の推進)
- ・ 床ふきロボット、監視カメラ等の導入 → 清掃業務、院内監視業務等の効率化

○ タスクシフト/シェアによる業務の効率化

- ・ 医師事務作業補助者・看護補助者の配置 → 医師・看護師の業務効率化(診断書作成、病室内の環境整備や看護用品の整理等)

※ 新たに配置する際に必要な経費の他、既に雇用している職員の人件費に充てることが可能

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【支給対象】

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護事業者

【支給要件】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（※）に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

（ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

（※）国から令和6年度事業の要件として現時点で示されているもの。

【支給額の算定方法】

(病院・有床診療所※) **許可病床数×4万円**

(無床診療所) **1施設×18万円**

(訪問看護ST) **1施設×18万円**

※許可病床数が4床以下の有床診療所の場合、1施設×18万円

【今後のスケジュール等】

3月 国から事業の詳細が示され次第、関係団体、医療機関等へ情報提供
神奈川県ホームページ等での周知

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/seisansei_kojo.html

4月以降 準備が整い次第、申請受付開始

※ 本事業については、今後、国から事業の詳細が示され次第速やかに、給付要件や申請方法等について情報提供をしていく予定です。

【参考】医療機関等物価高騰対応支援金

- 光熱費等の高騰による医療機関等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。

支援対象者	支援額
病院、有床診療所	2.2万円／床
病院（特別高圧受電者）	2.4万円／床
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	4.8万円／施設
施術所（あん摩・はり・きゅう・柔道整復）、歯科技工所	3.0万円／施設

【支援対象期間】 令和6年8～10月、令和7年1～3月（国の激変緩和期間と同じ）

【今後のスケジュール（予定）】

- 4月上旬頃 各団体あてに事務局やコールセンター設置・開始予定時期等を案内
- 4月下旬頃～ 各医療機関等への案内送付 ・ 申請受付開始

※ 病院のみ先行して、3月中に申請受付を開始できるよう調整中